

**平成30年度**

**第 2 回 佐々町農業委員会総会議事録**

平成30年5月25日(金)

佐々町農業委員会

平成30年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年5月25日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開 会 平成30年5月25日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	6	井手 俊博 君	7	和田 貞子 君
8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君	10	山下 夕見子君
11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
5	築城 武美 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 会長挨拶

### (2) 議事録署名委員の指名

### (3) 報告事項

報告第 1号 農業委員会会長・事務局長会議（前期）について

報告第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取り下げについて

### (4) 審議事項

第 7号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第 8号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第 9号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第10号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

### (5) その他

①農業委員会視察研修について

②農地利用最適化アンケート調査について

③7月定例会の日程について

④その他

事務局長（金子 剛君）事務局長。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成30年度 第2回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君）皆さん、こんにちは。今日は平成30年度 第2回の総会ということでご案内いたしましたところ、お一人が欠席のようでございます。その他、全員出席いただいて、開催できますことを厚くお礼を申し上げます。このところ天気が不安定であります。また、明日から雨のような感じがいたしますけども、それぞれ皆さん、仕事上大変であられるかと思っています。もうそろそろ田植えの時期も近まりましたし、何かと忙しくなってきたようであります。本日の会につきまして、18日に5役会を行いまして、十分検討したうえ、ここに上程するわけであります。どうぞ、慎重審議をいただきながらできれば承認いただければ幸いです。簡単ですが挨拶にかえさせていただきます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員12名です。5番の築城委員が欠席の届が出ております。また、定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規

則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号10番 山下委員、議席番号11番 寶持委員を指名しますので、よろしく申し上げます。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（前期）について報告を行います。これについては、事務局長と2人で出席をさせていただいております。私の方から報告を簡単にさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。1ページをお願いします。5月16日、17日に島原の東洋九十九ベイホテルで開催されました。県下21市町の農業委員会の会長、事務局長が全員揃って、42名ですね。併せて農業会議の方からは4名、計46名の参加のもとに行われました。ここにありますように、まずは、県の会長であります山開会長よりご挨拶をいただきまして、皆さんご存知かと思っておりますけども、4月27日付けの全国農業新聞ですけどもご覧になりましたかね。松浦市が農林水産大臣賞を受賞するという事で耕作放棄地の解消運動の成果が認められたということです。全国版の第一面に載っていたんですね。このことを踏まえて、会長からのお祝いの挨拶もございました。会長の挨拶に引き続き、ご覧のとおり有意義な会議が行われました。会長・事務局長会議というのは年に3回ございまして、今回は前期で、中期が10月、後期が1月なんですけども、前期につきましては年間のスケジュールといえますか、農業会議もしくは、農業委員会等の事業の計画等の審議にあたると思っておりますけども、こういった中で色々と説明をいただきました。中身を簡単に申し上げますと、全体的に農地利用最適化推進活動の取り組みについてが、重点課題として取り上げた会議になったかと思っております。詳しい内容につきましては資料を事務局に置いておりますので、ご覧いただければと思います。5番の事例報告及び意見交換ということで、農地利用最適化アンケート調査の具体的な取組状況について、3地区の事務局長より、取り組みの事例等説明会がございまして、最適化推進活動のアンケート調査を始めているということで、それぞれ同じような内容ですね、進めておられる状況をご説明いただきました。中身を言うよりも、本日の案件の中に事務局長が入っておりますようにアンケート

調査のことも載せております。その時に合わせてご審議いただきたいと思います。また、この方向付けをこちらでも決めたいと思いますので、その旨、よろしくお願い申し上げます。そういった形の中で本当に有意義な会議でありまして、最適化推進活動が中心となった会議だったということを重ねてお知らせしておきます。17日は現地の視察がありました。ここにありますように、雲仙市の鳥獣被害対策の概要ということで、イノシシ対策のことについて、十分研修をいただきまして、しかも、優秀なところで全国からも注目を浴びて、農林水産大臣賞をもらったところだということで、後から知りまして、そういったところで勉強をしてきたわけです。それから、島原市内の基盤整備の状況ということで、三会原土地改良区ということでこれは畑作地帯なんですけども、全自動の冠水施設があるところで、ちょうど雨でしたので説明を受けただけでしたけども、ここにつきましても地域の農業に対する熱意度が非常に高いところで、説明を受けながら勉強をしてきた次第であります。以上のようなことで、簡単ではありますが農業委員会会長・事務局長会議については、誠に簡単ではありますが、このような形で終わらせていただきます。申し上げますように、資料は事務局にございますのでご覧いただければと思います。これにつきまして、何か聞きたいことがあればお受けいたします。それでは以上をもちまして、農業委員会会長・事務局長会議の報告を終わらせていただきます。次に、報告第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取り下げについて、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。4ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下申立書。申立人 北松浦郡佐々町羽須和免 ○○ ○○。申請に係ります土地の所在でございますが、羽須和免字社ノ元417-1。地目 登記簿・現況ともに田でございます。面積704㎡でございます。この件につきましては4月の議案に○○さんの議案を審議として載せさせていただいておりましたけれども、取り下げの理由といたしましては、長崎県の方から指摘がございまして、追加資料として一枚付けておりますけども、不動産買受申込書ですね。これがですね、4条の資金証明になるわけです。14ページをお願いいたします。図面ですが、この前の4条は建物の絵が書いてあるところの申請だったんですけども、隣の480.719㎡ですね。ここが今回5条であるんですけども、ここを○○さんがハウスメーカーから買って、お金が入るという証明がこの不動産買受申込書なんです。ただ、480.719㎡のところはまだ許可がおりていないので無効ですよということだったんです。資金証明としては、無効なので今回は取り下げてくださいということで、今回、4条は取り下げ、5月の

審議にかけるようにいたしております。それが理由でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。事務局長より取下げの理由を説明いただきました。お分かりになったかと思えますけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。ないようですので、報告第2号はこれで終わりたいと思います。次に日程（4）審議事項に移ります。第7号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。6ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第7号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。申請人 北松浦郡佐々町羽須和免 ○○ ○○（農業・自営業）。農地の所在 羽須和免字社ノ元。地目 台帳・現況ともに田。面積704㎡。転用の目的 共同住宅の建築ということでアパートの2棟を予定されております。耕作者は○○ ○○。申請の理由といたしましては、共同住宅を建設するためということで申請があがっております。場所につきましては、14ページをお願いします。大丸パチンコ店の横の農地になりますけども、そこが申請地になりましてこの図面のとおり、A棟とB棟の2棟の6世帯を建設の予定をされております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。地元委員から何かありましたらお願いしますが。

（「異議なし」の声あり）地元委員からは異議がないということでありまして。以上、第7号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。ございませんか。ないようですので質疑を終わらせていただきます。それでは採決を行います。第7号議案について、転用やむを得ないと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数により許可相当として、長崎県に進達することといたします。ありがとうございます。引き続き、第8号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。24ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第8号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 福岡市中央区高砂 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●（建設業）。譲渡人 北松浦郡佐々町羽須和免 ○○ ○○（農業兼自営業）。農地の所在 羽須和免字社ノ元。地目 台帳・現況ともに田。面積480㎡。転用の目的 住宅用地。施設 住宅2棟2階建て109.88㎡。耕作者はなし。申請の理由といたしましては、ここはアパートではなくて建売住宅ですね。2棟の建設を予定されております。場所につきましては、33ページをお願いいたします。先ほど4条の申請の真

横でございます。ちょうど真ん中で分筆されておりました、その横に、本町につきましては都市計画が未線引きですので建売住宅しかできないので、建売を建てて売買をするということで、AとBの図面が載っているわけでございます。33ページの図面で、ここが下水道区域になっておりますので、青い線が下水道となっております。緑の線が雨水の計画になっております。以上です。

議長（藤永 九市君）地元委員さんの補足説明があればお願いします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。事務局の方から報告がありましたように、5月21日に局長、私と申請者であります〇〇 〇〇さんと3人で立会いをしました。そこは初めの予定では合併浄化槽ということでなっていたんですけども、色々と局長に調べていただきまして、下水道地域ということで、行政の方が下水道を設置するということでした。そこら辺は私も一安心しているところです。現地を確認して、雨水排水等は問題ないと感じられましたので、許可相当ではないかと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより質疑を行います。ご質問等られる方はお受けいたします。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。田んぼのまま●●●●に売るだけの話ですか。地目を変えるのは●●●●が変えるんですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。おっしゃるとおり、〇〇さんは●●●●に売りまして、●●●●さんが譲受人になりますので、当然、地目の登記は●●●●さんがするということです。

議長（藤永 九市君）他に、この件につきましてございませんか。ないようでございますので、質疑を終わらせていただきます。採決を行います。第8号議案について、転用やむを得ないと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので、転用やむなしということで速やかに長崎県に進達することといたします。ありがとうございました。引き続き、第9号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。54ページをお願いします。第9号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 北松浦郡佐々町小浦免△△ △△（自営業）。譲渡人 北松浦郡佐々町小浦免 ▲▲ ▲▲（農業）。農地の所在 小浦免字浜小浦。地目 台帳 畑、現況は不耕作です。面積46㎡。転用の目的 駐車場としまして、台数としましては軽自動車を2台。耕作者はなし。申請の理由といたしましては、この方は電設設備業をされておりました、この方の従業員

の駐車場、来客者の駐車場として利用したいということで申請があがっております。場所につきましては57ページをお願いします。中央海岸線から行けば、丸山自動車があると思うんですけども、そこから左手に折れて、土手迎の青の排水路があるんですが、その直線沿いに自宅を赤で記を付けておりまして、申請地が裏手の赤の三角地ですね。現況につきましては58ページをお願いいたします。今の現況は写真のとおりでございます、61ページをお願いいたします。こちらが使用の計画図になっております。こういった形で軽自動車を2台置けるスペースを確保したいという申請があがっております。以上です。

議長（藤永 九市君）地元委員の補足説明をお願いします。2番。

2番（吉野 裕 君）2番。場所については事務局の説明でよろしいかと思えます。ここが道路の幅員が狭くて、2mぐらいなので軽自動車のみとしてあります。周辺の農地は畑があるんですが、申請人のお父さん名義の土地で管理は譲受人の方がされております。61ページを見ていただきますと、町道から少し下がっているように見えますけども、これは車の出し入れをするために少し下がって出し入れがしやすいようにするというのでフェンスを下げた駐車場にしたいということです。他に、影響のある農地はありませんのでよろしいかと思えます。よろしくをお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。これより質疑に入ります。何か、ご意見ご質問のあらわれる方はお受けいたします。ないようですので質疑を終わらせていただきます。採決を行います。第9号議案について、転用やむを得ないと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。転用やむなしということで長崎県に進達することといたします。ありがとうございます。続きまして、第10号議案農用地利用集積計画の承認について、利用権設定ですね。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。すみません。差替えとしている分をご覧ください。こちらに差し替えをさせていただきます。63ページをお願いします。朗読説明をいたします。第10号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成30年5月25日 佐々町農業委員会 会長 藤永 九市。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書です。こちらは再設定になります。権利の設定を行うもの（貸し手農家）佐々町皆瀬免 □□ □□□。（借り手農家）佐々町大茂免 ■■ ■■。土地の所在 大茂免字路木。地目 田。面積1,677㎡。同じく



字路木。地目 田。面積 1, 1 2 2 m<sup>2</sup>。同じく字路木。地目 畑。面積 1 3 7 m<sup>2</sup>。同じく字路木。地目 畑。面積 4 9 8 m<sup>2</sup>。同じく字路木。地目 畑。面積 6 0 1 m<sup>2</sup>。借り手農家耕作面積 3 1, 9 4 4 m<sup>2</sup>。権利の種類 賃借権。区域区分は上から農用地、農振白地です。今回の設定内容 金納 1 2, 0 0 0 円の 5 年間の契約です。田の合計が 2, 7 9 9 m<sup>2</sup>、畑 1, 2 3 6 m<sup>2</sup>です。合計 4, 0 3 5 m<sup>2</sup>でございます。6 4 - 2 ページをお願いします。朗読説明をいたします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の ( 5 ) の規定による農用地利用集積計画書でございます。こちらは新規になります。1、権利の設定を行うもの(貸し手農家) 佐々町大茂免 △△ △△。(借り手農家) 佐々町羽須和免 ▲▲ ▲▲。土地の所在 沖田免字波恵崎。地目 田。面積 2, 3 5 0 m<sup>2</sup>。借り手農家耕作面積 3 9, 9 2 5 m<sup>2</sup>。権利の種類 賃借権。区域区分 農振外。今回の設定内容 物納 4 袋。3 年間の契約です。2、権利の設定を行うもの(貸し手農家) 佐々町江里免 ○○ ○。(借り手農家) 佐々町木場免 ●● ●。土地の所在 江里免字園田。地目 畑。面積 4 6 6 m<sup>2</sup>。同じく字園田。地目 畑。面積 8 3 1 m<sup>2</sup>。借り手農家耕作面積 2 2, 1 6 8 m<sup>2</sup>。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容 金納 反当り 3, 0 0 0 円。5 年間の契約です。田の合計が 2, 3 5 0 m<sup>2</sup>、畑 1, 2 9 7 m<sup>2</sup>です。合計 3, 6 4 7 m<sup>2</sup>でございます。以上です。

議長(藤永 九市君) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ありましたらお受けします。ないようですので採決を行います。第 1 0 号議案 農用地利用集積計画の承認について賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で承認いただきました。これをもちまして第 1 0 号議案は終わらせていただきます。次に日程(5)その他に入ります。その他について事務局から説明をお願いします。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。それでは、その他の①の視察研修についてでございますけども、6 6 ページをお願いします。この件につきましては、前回から行程表を載せておりますけども、日程については 9 月 4 ・ 5 ・ 6 日で決定をいたしております。内容につきましては、9 月 5 日の一番メインになります、視察研修については 3 年前と同様で、視察をしたいと考えております。他の行程については、前回いかれた方が 7 名ほどいらっしゃいますので、行程は行っていないところに変えている状況でございます。南三陸の農協の方に申し込みをしている状況でして、まだ回答がきていない状況なんですけども、間違いないだろうという報告は聞いておりますので、順を追って次回でも報告をさせていただきたいと思っております。次の 6 7 ページをお願いいたします。これが 2 泊 3 日の予定で、全部で 1 9 名で見積もりをいただ

いているわけですね。一人当たり約9万円の旅費がかかるということでございます。本来であれば事務局2名入れて20名の出席なんですが、寶持委員がどうしても都合がつかないということで報告をいただいております。その件でよろしいですか。

議長（藤永 九市君）11番。

11番（寶持 雅祥君）11番。どうしても長崎県の販売の方とか、他の仕事も入っております、予定が先に詰まっておりましたので、そちらの方をキャンセルできませんので今回は遠慮させていただきました。申し訳ございません。

議長（藤永 九市君）今、事務局の方から研修についての旅行の行程、見積もり等を説明いただいたわけでありまして。今後、どう変わるか分かりませんがそういう予定であるというご報告をいただきました。この件について何かお尋ねがあればお受けしたいと思います。また、11番の寶持委員さんからすでにお茶の関係で予定が詰まっているということで申し訳ないということでご挨拶いただきましたけども、その件については皆さんでできればと思っておりましたけども、ご了解いただければと思います。8番。

8番（池田 邦義君）8番。お尋ねします。この見積書で、宿泊費が1泊分しかありませんが、抜けているんじゃないですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。すみません。私も見落としていました。この件については旅行会社に再度確認いたします。申し訳ございません。

議長（藤永 九市君）ご指摘をありがとうございます。これについては、事務局から再度確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。この研修につきまして、他にございませんか。16番。

16番（林 勇作君）16番。たくさん歩くような坂道等がありますか。足腰が悪いもので。

議長（藤永 九市君）暫時休憩をいたします。

（休 憩 午後 2時10分）

（会議再開 午後 2時15分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。それぞれの具体的なご意見が出ておりますが、事務局よりまとめをお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ご指摘がございました、長い上り下りがないかということ、前回は行ってますが、今回も世界遺産に行ってもいいということと、宿泊地が1泊分しか載っていないということですが、この件につきましては再度、旅行会社に確認をしたいと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）次に、②の農地利用最適化アンケート調査について、事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。②の農地利用最適化アンケート調査についてということですが、最初の会長の挨拶にもありましたとおり、今回、県の方から農地利用最適化のアンケートを各自治体で実施をしてくださいということで指導をいただいております。今、4月から5班に分かれて各活動をしていただいていると思うんですけども、その中で、アンケート用紙を作ってお配りしていますかね。それと同じで、木場地区が、先にアンケート調査をしていただいております。県からの指摘もございまして、先に、最適化のアンケートをしていただけないかなと思っております。木場は6月いっぱいまでまとめるということですので、7月いっぱいまでを締め切りとさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（藤永 九市君）この件につきましては、最適化推進委員の活動の一つとして、まずは、佐々町の農家台帳を把握したうえで、各代表の推進委員さんに協力して意向調査をするということです。それで事務局より、私たち木場地区を先にやろうということで実施しましたけども、幸いにして県の主導体制に合致しまして、県北振興局からも来ていただいて、内容については県下同一であります。それを各地区ごとに調査をしていただくということで、説明があったわけですね。この件につきましては報告の中で申しあげました、佐世保市、諫早市、長崎市がこのことについて事例の発表をされたわけです。どこもこういうかたちでスタートしているところです。佐々町の場合は1500件程度ですけども、長崎市は何万とありますから農業委員だけでは取り組めないということで、各組織を利用したり、郵送の方法もあるようです。回収できない部分につきましては、各委員さんが振り分けて回収をするようです。長崎県下一斉に取り組むことですので、皆さんご理解いただきたいと思います。冒頭で申しあげましたように松浦市の表彰ですね、このことは5、6年前からいち早く取り組まれているようです。そういうことが実績として現れているんですね。全国農業新聞、全国農業会議がそれを評価されて名誉ある表彰ではないでしょうか。今度、30日に会長大会が東京であるんですけども、それに私も行って参りますけども、その会場で授賞式が行われます。そういうことで名誉あることであります。長崎県は全国でも注目があります。松浦市も受け入れで大変であられるんじゃないかと思えます。第一面にトップで出ている以上、そういうことで実績が出ていることですから一つのモデルになることですから、松浦市さんを参考にしながら、身近でもございますのでそういうことで進めていきたいと思えます。何かと、皆さんの忙しさが増してきますが、それが最適化推進委員に与えられた仕事だということ

とを自覚していただいでですね。木場の場合は4人で、だいたい平等に分けて調査をしておりますけども、そういう形で、取り組んでいただければと思います。内容は見ていただければ分かると思いますけども簡単です。何回も行き来するよりも、一回でその場で聞き取りができればですね、そうされた方が早いですね。経営者と土地持ち非農家との2とおりがございますので。この件につきまして、何かありませんか。なければ、②の農地利用最適化アンケート調査については終わらせていただきます。次の7月の定例会の日程について決めていきたいと思いますが。

( 私語あり ) 事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。事務局の案としましては、7月25日、水曜日を予定したいんですが。6月は25日ですね。

議長(藤永 九市君)それでは、7月25日でよろしいでしょうか。

( 「はい」の声あり ) 7月25日のこの場所で、午後1時30分から決めさせていただきます。よろしく願いいたします。その他の④その他で何かございますか。事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。振り込み依頼の用紙をお渡ししていたかと思うんですけど、早めに、時間が迫っていますので提出をお願いしたいと思います。追加資料で、買受申込書をお渡ししていますけども、それは終了後に回収をさせていただきますと思います。以上です。

( 私語あり )

議長(藤永 九市君)報酬等の振込の依頼があったんですけども、できれば手続きをしていただきたいということでしたのでよろしくお願いいたします。その他で皆さん方から何かございませんか。ないようですのでこれで終わりたいと思いますが、忙しい時期に入りましたので、できるだけ無駄を省いて足早に終わらせていただきました。ご協力いただきましてありがとうございました。今後、忙しくなって農作業等の事故等も出てこないとも限らないので、十分、体に留意しながら頑張ってくださいと思います。申しあげましたように、最適化推進委員のアンケート調査についても、お暇取りいたしますけども皆さんのご尽力をお願い申しあげます。以上をもちまして本日の農業委員会総会を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

( 閉 会 午後 3時05分 )

上記のとおり相違ありません。

会 長 藤 永 九 市

会議録署名委員 山下 夕見子

会議録署名委員 寶持 雅祥

